

2月改定

**改定の背景及び主旨**

スポーツ課

**本県の中学生期の運動・スポーツを巡る現状**

- ① 教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えている。
- ② 少子化の進展により、従前と同様の運営体制では部活動の維持が難しく、存続の危機に直面している学校もある。
- 運動する子としない子の二極化が進み、特に女子の運動時間が少ない。多様なニーズへの対応が必要。
- 「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」は責任の所在が曖昧であるなどの課題がある。

**スポーツ庁からの要請（運動部活動の方針の策定等）**

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3.19策定 スポーツ庁）	
県教育委員会	・ガイドラインに則り、「運動部活動の在り方に関する方針」を策定すること。
市町村教育委員会	・県の方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定すること。
校長	・市町村の方針に則り「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、HP等により公表。

**目指すところ** ～「スチューデント・ファースト」の理念に基づき、持続可能なスポーツ環境の構築～

- 短時間での効率的・効果的な活動により、成長期にある生徒のスポーツ傷害を防止。
- 学校と地域が連携して少子化や生徒の多様なニーズを踏まえたスポーツ環境の整備。

**改定の主な概要**

《運動部の活動基準（適切な休養日等の設定）》

	改定版	旧指針
休養日の設定	○学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。 （平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。） ○長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定する。特に、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。	① 疲労の蓄積を抑えて練習の効果を高めるため、平日に1日、土日に1日の休養日を設定する。 ② 練習試合や大会への参加等により、土日の両日、活動する場合は、休養日を他の曜日で確保する。
活動時間	○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、長くとも3時間程度とする。 なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。	③ 平日の総活動時間は、2時間程度までとし、長くとも3時間以内にする。 ④ 休日の練習は、午前、午後にとわらないようにする。
朝部活	○放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の運動部活動は、原則として行わない。	○放課後の活動時間の確保に努め、朝の運動部活動は、原則として行わない。

《県教育委員会の役割》

- ① 少子化や生徒の多様なニーズ等に対応するスポーツ活動の在り方を検討し、市町村教育委員会等を支援。
- ② 生徒の健康管理、事故防止、体罰及びハラスメントの根絶等、適切な指導の実現に向けた研修等の充実。
- ③ 県中体連等と連携し、学校単位で参加する大会の見直しを検討。

《市町村教育委員会の役割》

- ① 複数校による合同部活動等、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備。
- ② 部活動指導員の積極的な配置及び任用前、任用後の定期における研修等の指導・運営に係る体制の構築。
- 各中学校区にスポーツ活動運営委員会を設置。

《校長の役割》

- ① 生徒の多様なニーズや学校の実情に応じた活動を行うことができるよう検討。
- ② 教育上の意義及び生徒や顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査。
- 適正な数の運動部を設置。

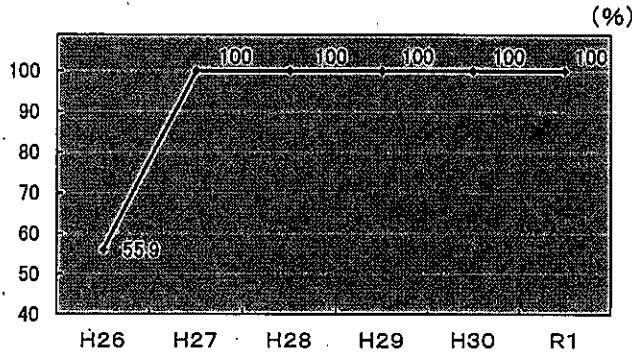
# 「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を踏まえた取組状況（速報値）

スポーツ課

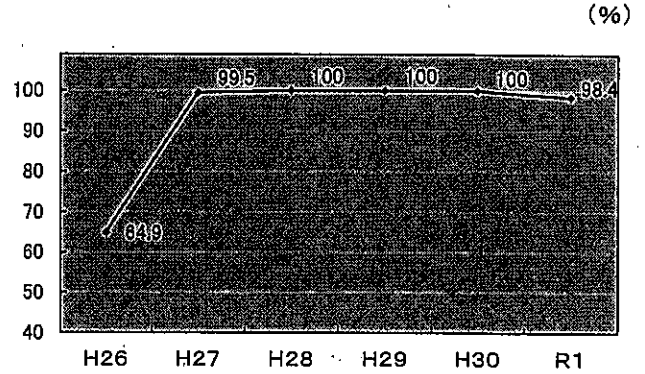
- I 調査名 令和元年度 中学校運動部活動に関する調査
- II 調査対象 県内公立中学校186校対象（県立2校を含む）
- III 調査期日 令和元年9月実施
- IV 調査結果

## 1. 運動部活動の活動基準について

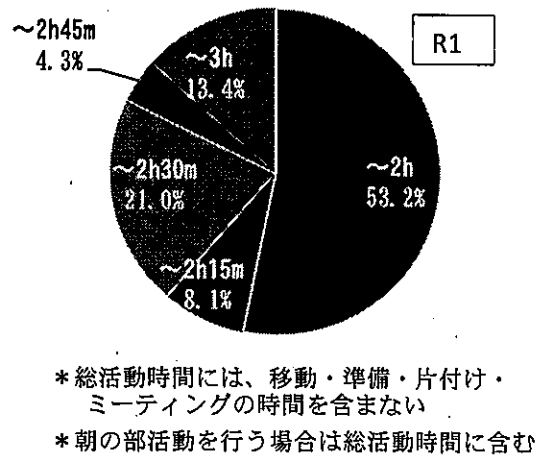
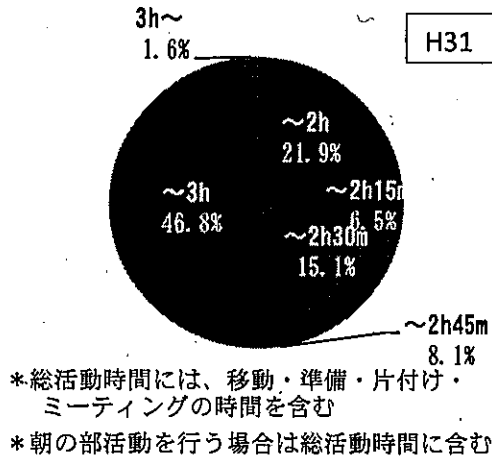
① 平日の総活動時間は長くとも2時間程度  
(H30までは2時間程度、長くても3時間以内)



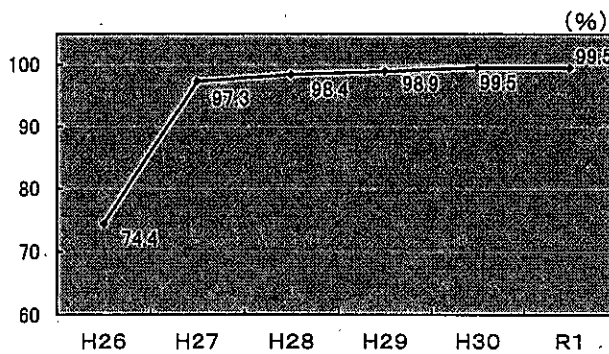
② 休日の練習は長くとも3時間程度  
(H30までは午前、午後にわたらないようにする)



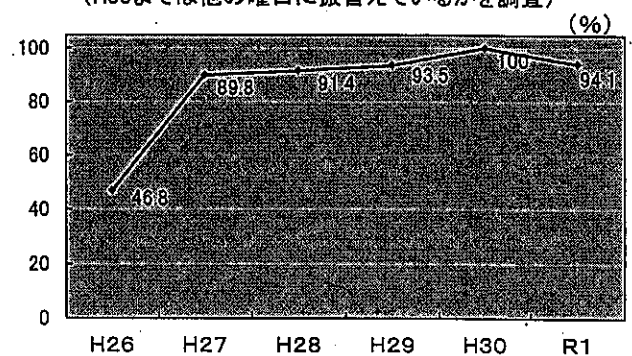
③ 最も部活動が活発な時期の各校の平日の総活動時間



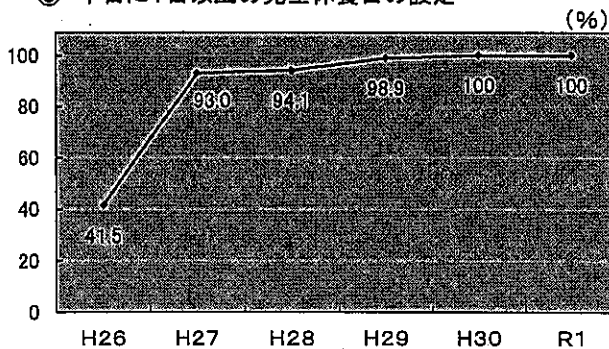
④ 休日(土日)に1日以上完全休養日を設定



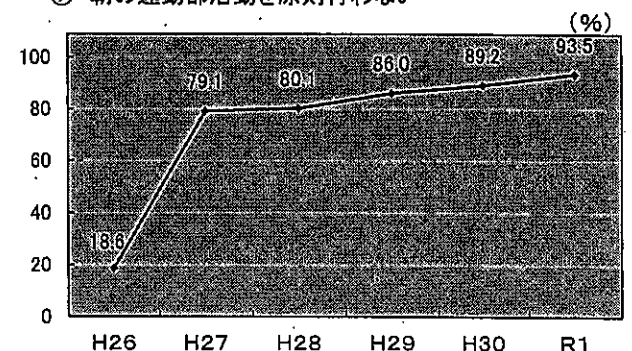
⑤ 休日の両日活動時の、他の週末への休養日の振替  
(H30までは他の曜日に振替えているかを調査)



⑥ 平日に1日以上完全休養日の設定

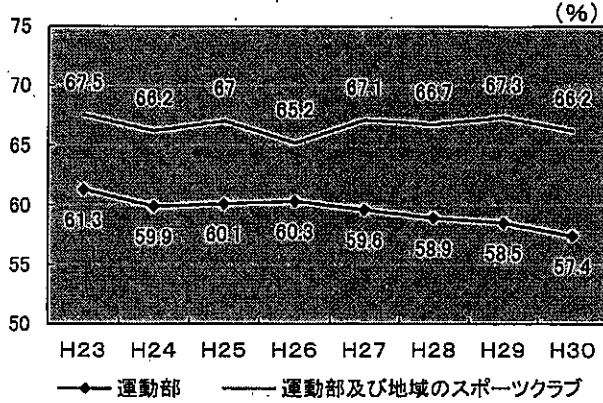


⑦ 朝の運動部活動を原則行わない

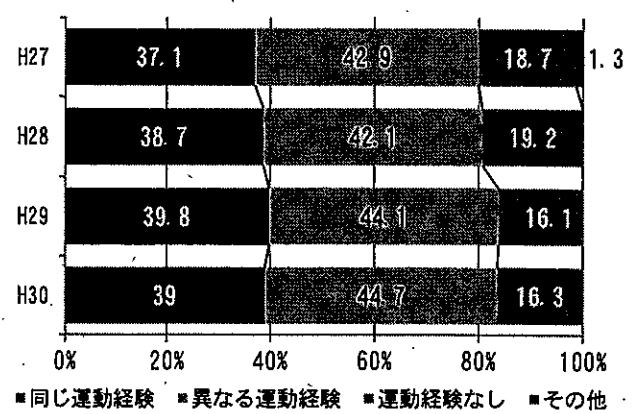


## 2 運動部活動の現状

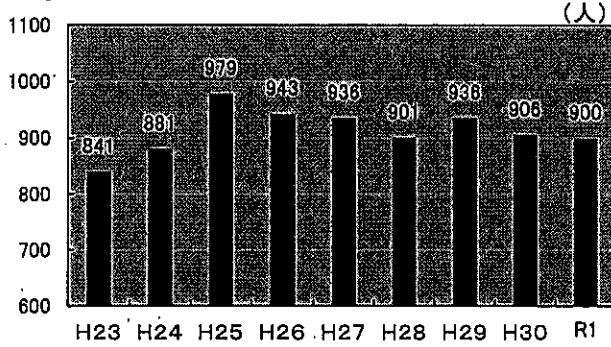
① 運動部加入率等について(R1調査中)



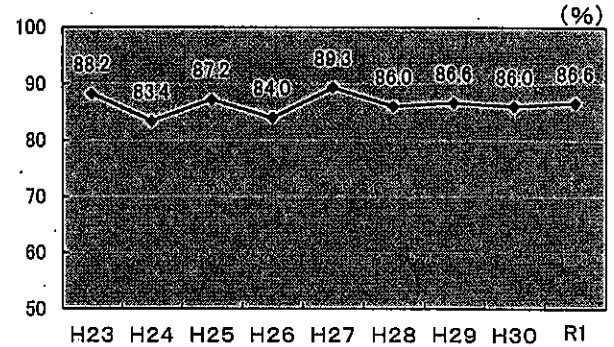
② 顧問職員の担当種目競技経験について(R1調査中)



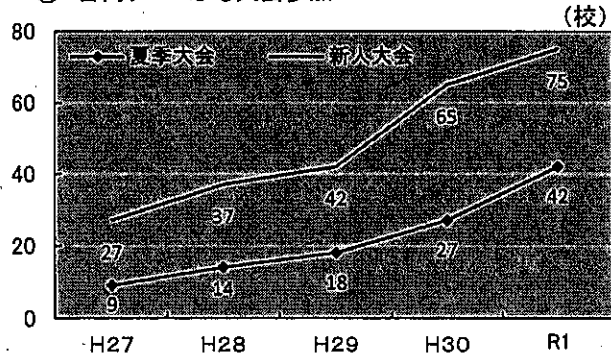
③ 外部指導者活用人数について



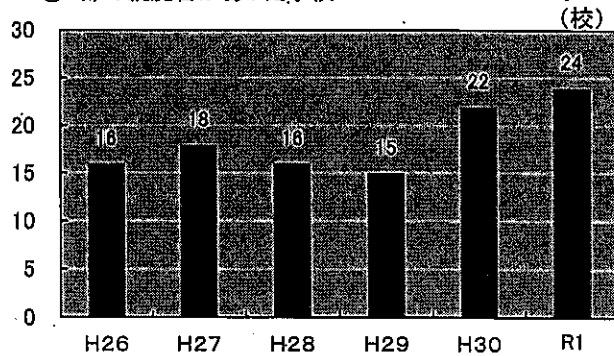
④ 外部指導者活用率について



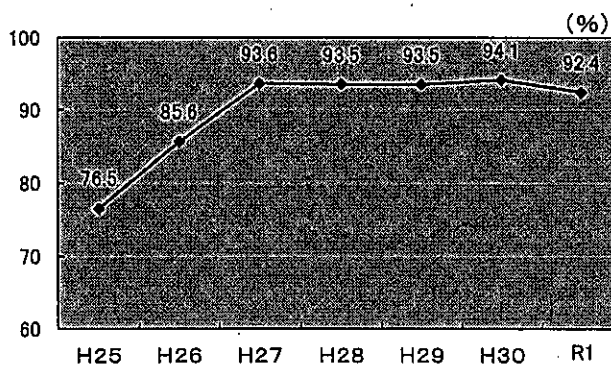
⑤ 合同チームによる大会参加



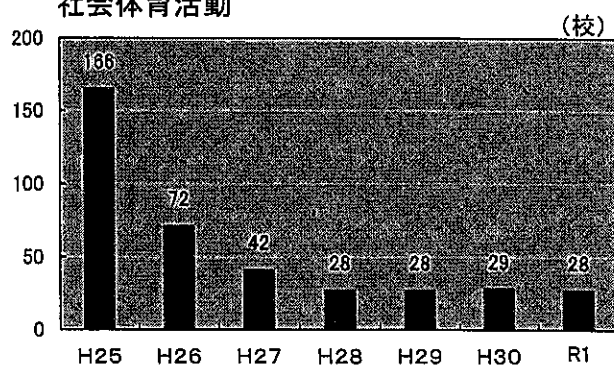
⑥ 部の統廃合があった学校



## 3 スポーツ活動運営委員会等の設置状況



## 4 運動部活動の延長として行われている社会体育活動



# 部活動指導員任用事業補助金

スポーツ課

## 1 事業目的

中学校の部活動指導の充実と教員の負担軽減を図り働き方改革につなげるため、教員に代わって部活動顧問や大会の引率を行うことができる部活動指導員の任用を支援する。

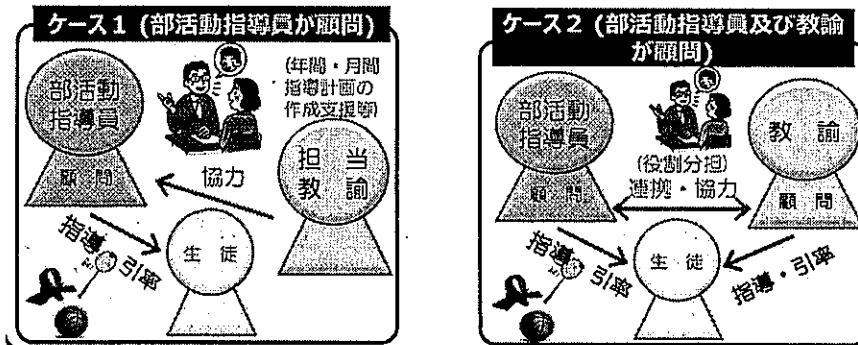
(参考) 中学校の運動部顧問の競技経験

(H30スポーツ課調べ)

担当競技の経験あり	担当競技の経験なし		
	担当競技以外の経験あり	運動経験なし	計
39.0% (1,073人)	44.7% (1,231人)	16.3% (448人)	61.0% (1,679人)

## 2 事業概要

事業主体	市町村教育委員会
補助対象経費	報酬
補助率	2/3 (国 1/3、県 1/3)
単価	1,600円/時
任用時間	1名あたり210時間/年(1回2時間×3日/週×35週)
補助対象者数	161名(129校)



## 3 令和元年度予算額 3606万4千円

交付決定済:32市町村、81校、122人(R1.9.12現在)

バレーボール	:20名	卓球	:8名	柔道	:2名
バスケットボール	:18名	陸上	:8名	演劇	:1名
吹奏楽(室内楽)	:8名	スキー	:4名	カーリング	:1名
サッカー	:9名	バドミントン	:4名	アイスホッケー	:1名
剣道	:10名	野球	:6名	スケート	:2名
ソフトテニス	:10名	水泳	:2名		
合唱	:7名	ソフトボール	:1名		

※令和元年度、高等学校にも3名の配置を予定

(参考)平成30年度実績 : 1120万0千円(23市町村、44校、74名)

# 総合型地域スポーツクラブ等との連携による 合同部活動・ゆるスポ活動支援事業

スポーツ課

## 1 事業目的

総合型地域スポーツクラブ等との連携による、合同部活動の平日も含めた継続的な活動や生徒のニーズに沿ったスポーツ活動により、生徒の活動の場を保障することを目指したスポーツ環境の整備を推進する。

## 2 事業内容

### 施策の方向性

- 同市町村内の複数学校または複数市町村、複数学校の連携により、人数の少ない競技種目の活動場を保障し、地域の指導者の活用を促進する取組
- 放課後の生徒の自主的なスポーツ活動を位置付け、定期的に地域の指導者を派遣する取組

総合型地域スポーツクラブ等との連携・支援により、生徒のニーズに合った活動と運動機会の創出を図る

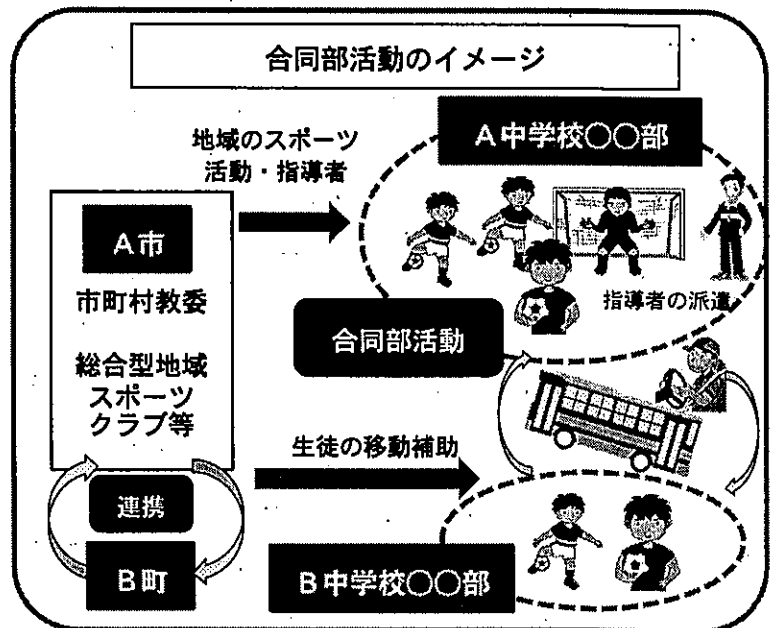
### 合同部活動支援事業

- 合同部活動を行う学校間の生徒の移動を支援する。
- 専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣し活動の充実化を図る。

- ・運転手謝金・需用費・指導者謝金
- ・指導者旅費・保険代を補助
- 県補助 1/2 以内
- 上限は 160 千円

- ・部員減少による少人数チーム同士の合同チームによる活動の活性化
- ・同市町村または市町村の連携による合同チームの活性化

### 合同部活動のイメージ



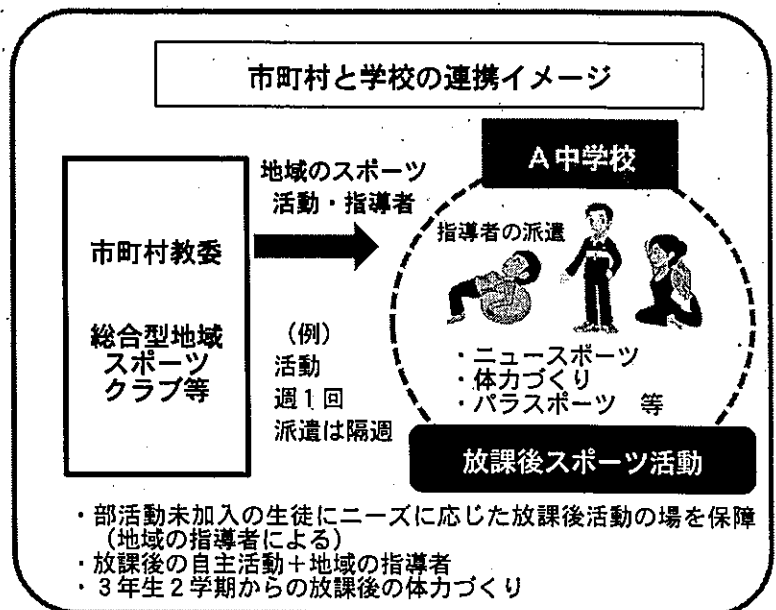
### ゆるスポ活動支援事業

- 総合型地域スポーツクラブ等の指導者派遣
- 専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣し活動の充実化を図る。

- ・指導者謝金・指導者旅費を補助
- 県補助 1/2 以内
- 上限は 160 千円

- ・生徒たちのニーズに応じたスポーツ活動の実現
- ・保健体育以外の運動時間の増加

### 市町村と学校の連携イメージ

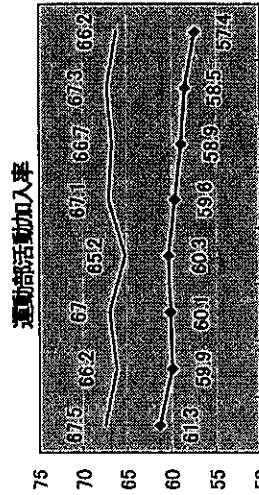


- ・部活動未加入の生徒にニーズに応じた放課後活動の場を保障 (地域の指導者による)
- ・放課後の自主活動+地域の指導者
- ・3年生2学期からの放課後の体力づくり

# 未来につながる運動部活動をめざして

長野県教育委員会事務局 スポーツ課

## 本県の運動部活動を巡る課題

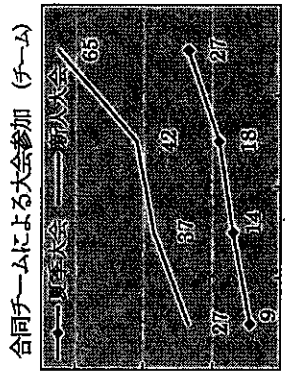
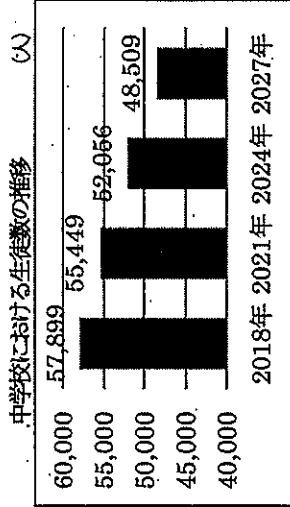


H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30  
— 運動部 — 運動部及び地域のスポーツクラブ

高校で運動部に入らなかった理由ベスト5

1 他にやりたいことがある	11.2
2 自由な時間がほしい	10.0
3 中学までにやり尽くした	9.8
4 休日が少ない	8.6
5 勉強に力を入れたい	8.3

平成29年度長野県高等学校体育連盟調査 (%)



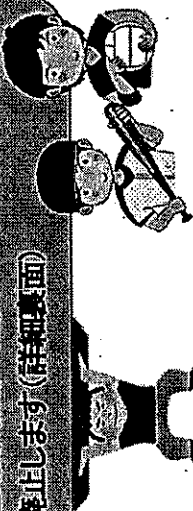
運動部活動への加入率の低下やバランシアウトの傾向が一部に見られます

少子化が急速に進み、単独校での部活動運営が困難になることが予想されます

### ポイント1

**短時間で効率的・効果的な活動**  
～スポーツ傷害を防止し、生理にわたってスポーツに親しむための習熟形成～

- ◎運動部の「活動基準」を明確にしました (詳細裏面)
- ◎「部活動指導員」による専門的な指導を推進します
- ◎運動部活動の延長上の社会体育活動を廃止します (詳細裏面)



### Student first

心身の成長過程にある中学生期のスポーツ活動がスチューデント・ファースト (学習者本位) の精神に基づき、生徒にとって楽しいスポーツ環境を構築するという観点から、平成26年策定の「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を改定しました。

- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年3月 スポーツ庁)
- ・長野県中学生期のスポーツ活動指針の改定 (裏面) (平成31年2月 県教育委員会)
- ・学校設置者による「運動部活動の方針」を策定 (市町村教育委員会等)
- ・各校による「部活動の活動方針」を策定・公表 (ホームページ等による)

### ポイント2

**学校と地域が連携したスポーツ環境整備**  
～「持続可能な運営体制」の構築～

- ◎生徒の多様なニーズを踏まえ、複数校による「合同部活動」や「ゆるいスポーツ活動」を推進します
- ◎中体連大会等の参加資格の拡大について検討していきます
- ◎学校単位に代わる地域を拠点としたスポーツ環境づくりに努めます



「スポーツ活動運営委員会」で、子どもたちのスポーツ環境を支えます (詳細裏面)



# 長野県中学生期のスポーツ活動指針（改定版）について【概要】

長野県教育委員会では、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を身につけ、体力・運動能力の向上を図る上で重要な中学生期のスポーツ活動が、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう、標記指針を改定しました。各中学校において運動部活動の方針の検討を行い、改善と充実を図ってまいります。

## スポーツ活動指針改定の主な概要

<b>【活動基準】</b>	<p>スポーツ傷害予防などの観点から適切な活動となるよう、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」も踏まえ、活動の基準を設定しました。</p> <p>○学期中は、週当たり2日以上は休養日を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。</li> <li>週末に大会参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替える。</li> </ul> <p>○長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ平日に行うよう配慮し、ある程度長期の休業期間を設ける。</li> </ul> <p>○1日の活動時間は、長とも平日では2時間程度、休業日は長とも3時間程度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整する。</li> </ul> <p>○放課後の活動時間の確保を基本とし、期の運動部活動は、原則として行わない。</p>
---------------	---

## 【社会体育活動】

「運動部活動の延長として行われている社会体育活動<sup>※1</sup>」は廃止し、「学校管理下で行われる運動部活動」として行うか、または「地域において実施されている社会体育活動<sup>※2</sup>」に移行します。

※1 運動部活動と同様の活動が連続または近接して行われるもので、運動部活動の保護者が主権であったり、地域のスポーツ指導者等が運営主体になったりしているが、主には、運動部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。学校週5日制の導入時に休日の部活動時間を確保するため行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒への負担が危惧される。万が一の事故等が起った場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にある活動であり、地域において実施されている社会体育活動<sup>※2</sup>とは異なる。

※2 市町村教育委員会、市町村スポーツ所管部局、市町村スポーツ推進委員、公民館、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、郡市体育（スポーツ）協会、競技団体、レクリエーション関係団体や、スイミングクラブ、テニススクール、サッカークラブチーム等の各種スポーツクラブ等が行うスポーツ活動。

## スポーツ活動運営委員会

（学校によって名称は異なります）

市町村教育委員会が各中学校区に設置する委員会で、中学校の運動部活動充実のため、運営計画や課題について協議するとともに、地域のスポーツ活動との連携についても協議し、より良い中学生期のスポーツ活動を推進する組織です。

（委員の構成例）

学校職員、保護者、地域のスポーツ関係者（外部指導者、競技団体、スポーツ推進委員等）、学校評議員、信州型CS運営委員、地域の医療関係者 等

（協議内容の例）

- ・ 学校が作成した部活動の活動目標、活動方針、運営計画 等
- ・ 生徒の活動状況や顧問の指導内容
- ・ 生徒や顧問の過度な負担とならないための大会参加についての検討
- ・ 部活動指導員や外部指導者の活用、地域のスポーツ活動との連携
- ・ 生徒の多様なニーズに応じたスポーツ活動の検討 等

「地域」、「学校」、「家庭」が、ともに力を合わせて、運動部活動や地域のスポーツ活動を支援する組織づくりが大切です。



【長野県中学生期のスポーツ活動指針】 <http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/sports-ka/sport/gakko/shishin.html>

# 長野県高等学校の運動部活動方針について[概要]

平成31年2月策定

スポーツ課

## 策定の背景及び主旨

### 本県の高校生の運動・スポーツを巡る現状

- 教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えている。
- 少子化の進展により従前と同様の運営体制では維持は難しく、存続の危機に直面している学校もある。
- 運動する子としない子の二極化が進み、特に女子の運動時間が少ない。多様なニーズへの対応が必要。

### スポーツ庁からの要請（運動部活動の方針の策定等）

『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（H30.3.19策定 スポーツ庁）	
県教育委員会	・ガイドラインに則り、「運動部活動の在り方に関する方針」を策定すること。
校長	・県の方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定すること。 ・活動方針をホームページへの掲載等により公表すること。

## 目指すところ ～将来にわたり持続可能な運動部活動の構築～

- 短時間での効率的・効果的な活動により、成長期にある生徒のスポーツ傷害を防止。
- 学校と地域が連携して少子化や生徒の多様なニーズを踏まえたスポーツ環境の整備。

## 方針の主な概要

### 《運動部の活動基準（適切な休養日等の設定）》

	方針
休養日の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>○学期中は、原則として、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。 (平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)</li><li>○長期休業中の休養日の設定は、原則として、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。</li></ul>
活動時間	<ul style="list-style-type: none"><li>○1日の活動時間は、平日及び学校の休業日(学期中の週末を含む)ともに長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 なお、大会や練習試合等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、週当たりの活動時間にも留意する。</li></ul> <p>(参考)「スポーツ医科学の国際的な研究結果」より スポーツ活動時間が長いほどスポーツ外傷・障害の発生率が高く、特に、週16時間以上でより高くなる。</p>

### 《県教育委員会の役割》

- 学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備の推進
- 生徒の健康管理、事故防止、体罰及びハラスメントの根絶等、適切な指導の実現に向けた研修等の充実
- 県高体連及び県高野連等と連携し、学校単位で参加する大会等の見直しを検討

### 《校長の役割（運動部活動の方針の策定及び適切な休養日の設定等以外の主なもの）》

- 適正な数の運動部の設置
- 生徒の多様なニーズに応じた運動部の設置の検討
- 教育上の意義及び生徒や顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査



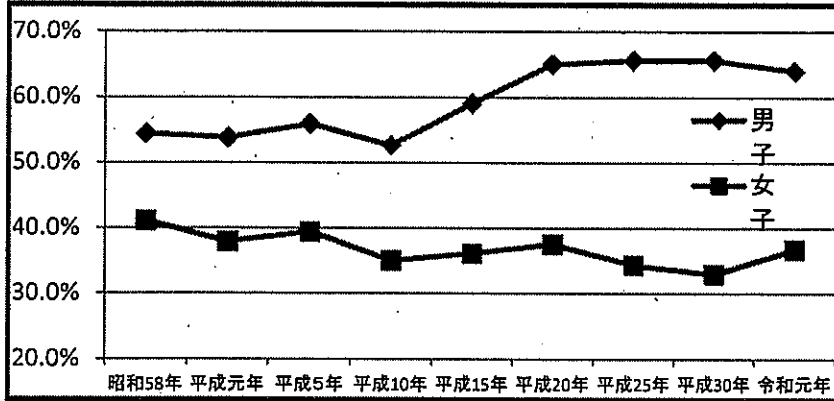
# 長野県公立高等学校の運動部活動等の状況

## 1 運動部活動の状況

### (1) 運動部への加入状況

〔R元長野県高体連調査より〕

本県の高等学校の運動部加入率は、男子は増加傾向にあり平成20年以降は65%程度で推移している。女子は平成20年以降、減少傾向にある。全国との比較では、男女ともに加入率は高い。



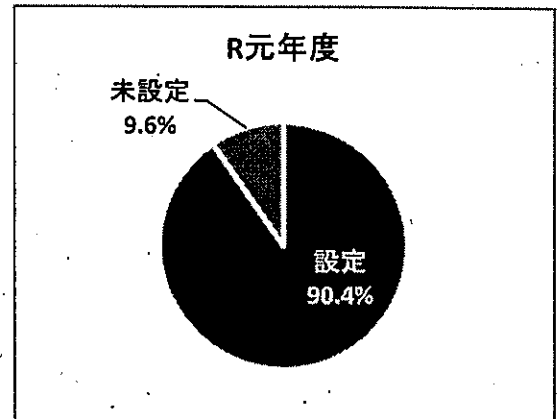
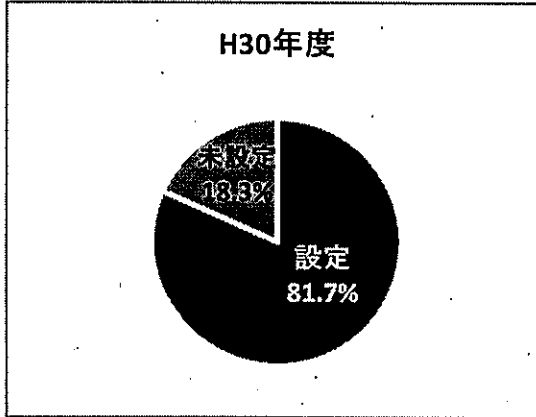
	男子	女子
昭和58年	54.4%	41.1%
平成元年	53.8%	37.9%
平成5年	55.9%	39.4%
平成10年	52.6%	35.0%
平成15年	59.0%	36.1%
平成20年	65.0%	37.5%
平成25年	65.6%	34.3%
平成30年	65.6%	32.9%
令和元年	64.0%	36.7%
R元全国	57.0%	28.2%

### (2) 運動部の活動状況の変化

〔R元運動部活動調査（スポーツ課調べ）より〕

#### ① 平日の休養日の設定について

未設定が18.3%あったが、策定後は9.6%に減少した。

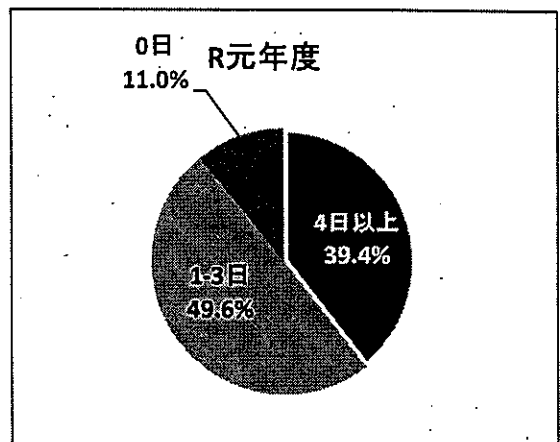
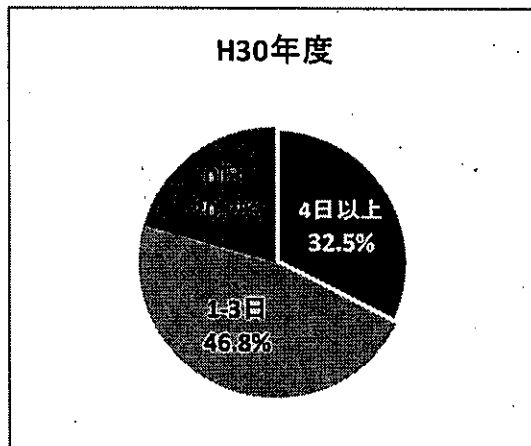


#### ② 週末（土日）の休養日の設定について（回/月）

シーズン中については、月0日が20.7%あったが、策定後は11%に減少した。

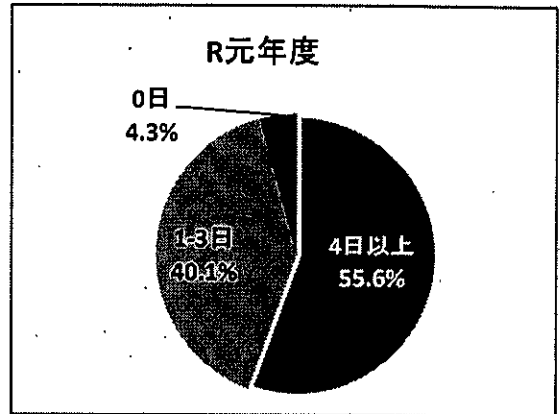
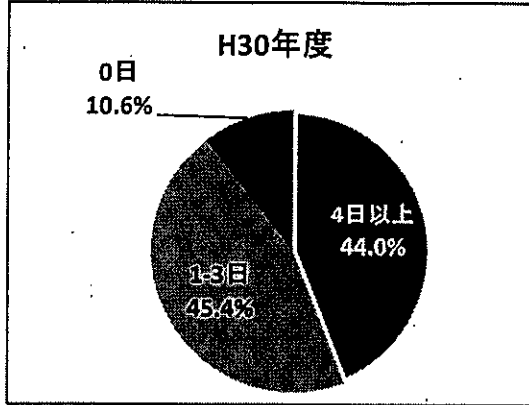
方針どおり（4日以上/月）の休養日を設定している部は、策定前は32.5%であったが、策定後は39.4%と僅かではあるが増加している。

<シーズン>



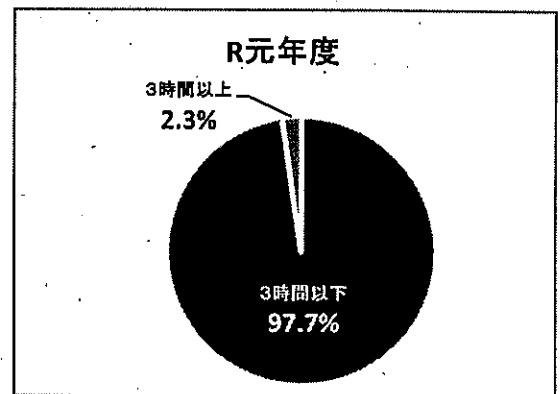
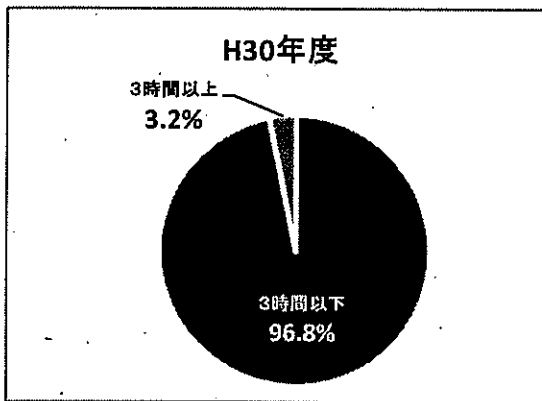
オフシーズンについては、策定前は月0日が10.6%あったが、策定後は4.3%に減少した。  
方針どおり（4日以上/月）の休養日を設定している部は、策定前は44%であったが、策定後は55.6%に増加している。

<オフシーズン>



③平日の活動時間

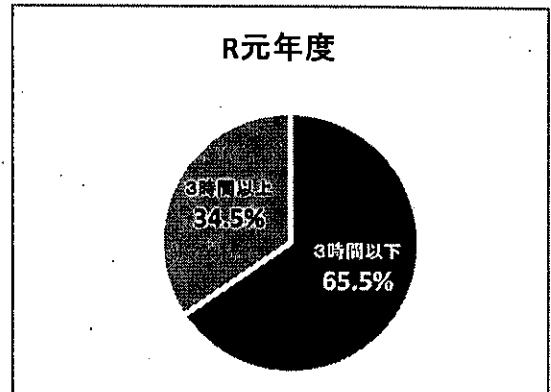
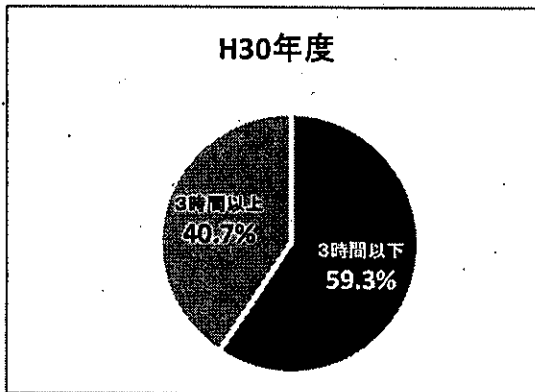
策定前後で大きな変化は見られなかった。



④週末（土日）の活動時間

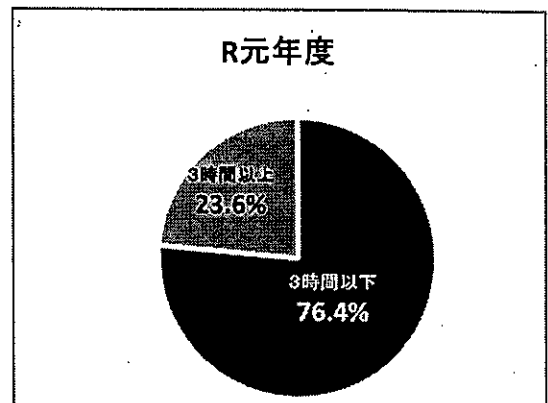
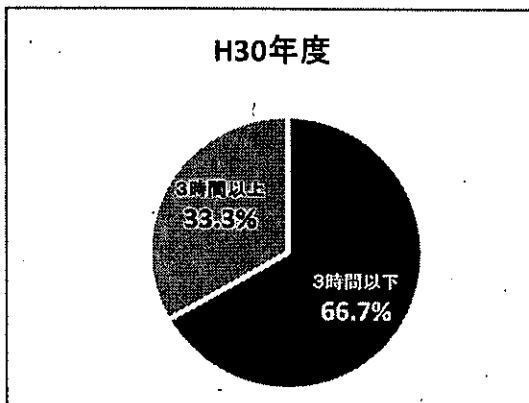
シーズン中の活動は、方針通り（3時間以下）の活動は59.3%であったが、策定後は65.5%に増加した。

<シーズン>



オフシーズンの活動は、方針通り（3時間以下）の活動は66.7%であったが、策定後は76.4%に増加した。

<オフシーズン>



### (3) 合同部活動

少子化等を背景に、大会に参加できなかった部がある学校はR元で27校(34.2%)であり、増加傾向にある。今後、近隣校との合同部活動が必要と回答した学校は60校(75.9%)であり、昨年度と比較して急増した。

#### ①大会に出場できなかった運動部がある学校

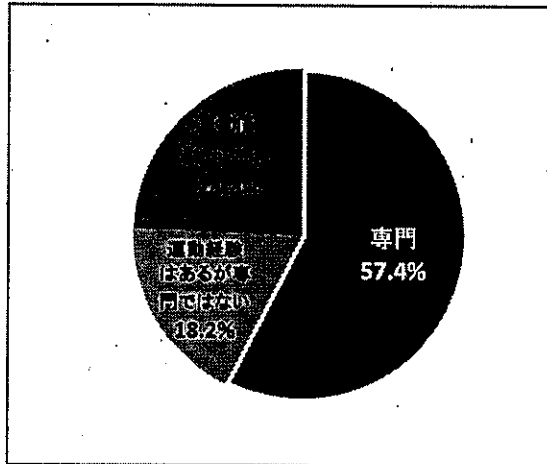
	R元	H30	H29
あ る	27校 (34.2%)	20校 (25.3%)	17校 (21.5%)
な い	52 (65.8%)	59校 (74.7%)	62校 (78.5%)

#### ②近隣校との合同部活動

	R元	H30	H29
今後必要である	60校 (75.9%)	50校 (63.3%)	48校 (60.8%)
必 要 な い	15校 (19.0%)	23校 (29.1%)	28校 (35.4%)
そ の 他	4校 (5.1%)	6校 (7.6%)	3校 (3.8%)

### (4) 顧問の専門性

#### ①主顧問の専門性



#### ②外部指導者の活用状況

##### 外部指導者を活用 (H30年度)

活用した	70校 (88.6%)
活用しない	9校 (11.4%)

主顧問の専門性については、42.6%が専門外であり、近年と同様な数値であった。

外部指導者の活用状況についても、88.6%と、近年と同様な数値であった。

## 2 体力や運動時間等について

「H30長野県児童生徒体力・運動能力調査(12校抽出)」及び「H30全国体力・運動能力調査」より

### (1) 体力合計点について

高1女子を除き、すべての学年で体力合計点(平均)は全国を下回っている。

男子	体力合計点(平均)		
	長野県	全国	差
高1	49.47	50.41	-0.94
高2	53.79	54.99	-1.2
高3	56.79	57.84	-1.05

女子	体力合計点(平均)		
	長野県	全国	差
高1	50.01	49.78	0.23
高2	50.32	51.8	-1.48
高3	51.54	53.08	-1.54

\*体力合計点とは、8種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルランもしくは持久走、50m走、立ち幅跳び、ハンドボール投げ)の記録を男女別に点数化(1~10点)した合計点(80点満点)のこと

### (2) 一週間の運動時間について

男子	1週間の運動時間(H30)			
	30分未満	1h未満	2h未満	2h以上
小6	15.8%	21.1%	25.4%	31.0%
中3	14.5%	10.3%	26.3%	45.1%
高1	24.6%	10.5%	19.8%	43.7%
高2	26.0%	9.2%	15.4%	47.5%
高3	29.9%	8.8%	10.7%	48.6%

男女ともに、学年が上がるごとに一週間の運動時間が30分未満の生徒が増加し、特に高2・高3女子は50%を超えている。

また、運動する生徒としない生徒の二極化が顕著である。

女子	1週間の運動時間(H30)			
	30分未満	1h未満	2h未満	2h以上
小6	27.5%	30.5%	20.1%	17.5%
中3	37.5%	11.8%	18.6%	29.1%
高1	45.2%	14.4%	15.4%	22.8%
高2	50.3%	12.0%	9.0%	25.3%
高3	55.9%	11.1%	9.3%	22.7%

(参考) 中学で運動部に加入していた生徒が、高校で運動部活動を継続しない理由

「長野県高体連調査より」

順位	理由	合計	男子	女子
1	他にやりたいことがある	11.2%	8.7%	13.4%
2	自由な時間が欲しい	10.0%	9.4%	10.5%
3	中学までにやり尽くした	9.8%	10.4%	9.3%
4	休日が少ない	8.6%	6.7%	7.3%
5	勉強に力を入れたい	8.3%	9.1%	9.6%
6	帰宅が遅くなる	7.9%	6.0%	7.0%
7	やりたい部活動が高校にない	5.3%	2.7%	4.7%
8	体力がついていかない	5.3%	5.0%	7.6%
9	中学までにスポーツが嫌いになった	4.5%	5.0%	4.1%
10	スポーツに適性がない	4.4%	4.7%	3.8%

県内における少子化や働き方改革に対応した新たなスポーツ環境づくりの動き

取組み	該当学校	対象部活	活動日	会場	移動手段	指導者	その他(課題等)
1	同一市内での合同部活動(須坂市)	女子バレー	週1回(水曜日) 17:00~19:00	相森中体育館	敷地が狭いの自動車学校送迎車(相森中) ・徒歩(常盤中) ・路線バス(運賃は市が負担)(東中(須坂市) ※帰宅は保護者の送迎)	部活動指導員(1名) ガロンス(Vリーグ登録)	・本年度まで試行とし、来年度は本格実施。 ・他種目でも行なってほしいという希望はあるが、具体的に進んでいない。
2	町村間の連携による合同部活動(飯綱町・信濃町)	男子バレー 女子バレー 野球 サッカー 女子バスケット	週2日	どちらかの学校	・信濃小中はワゴン車(町)・保護者車で移動 ・帰宅、また、休日の活動時は保護者の送迎(電車利用も可)	両校の顧問	・送迎による保護者の負担が大きい。 ・練習や大会参加において、両校の意識に差がある。 ・単独校では試合に出られるが、合同となると出られなくなる。 ・新年度の漸入部員加入状況により、3月まで共に活動してきた学校ではなく、違う学校と合同で活動する可能性があることは生徒・保護者にとって複雑な思いがある。
3	スポーツ少年団と連携した部活動(坂城町)	坂城中(運動部のみ記載) 陸上、水泳、軟野球、硬野球、剣道、バド、男女フットテニス、サッカー、男女バスケット、新体操、スキー、	・全ての活動日 ・週2日部活、週2日スポーツ	・学校(部活) ・学校近隣の会場(スポーツ)	スポーツへの移動は、近隣の会場を使用しているため生徒自身で移動可。	指導者については様々な形態で対応している。部活動に専門的な指導ができる教員がいる場合には、部活のみで行う形態、スポーツに活動のすべてを委任する形態、部活とスポーツの両方の側面をもち、スポーツでの活動の時はスポーツ指導者に指導を完全に委ねる形態、スポーツでも顧問の教員とスポーツ指導者の両者で行う形態がある。坂城の子は坂城で育てる」のスローガンのもと、やりたいスポーツを行っている場、指導する人材の確保を大切に考えている。	
4	プロスポーツと連携した部活動(松本市)	① 丸ノ内中、女鳥羽中、開成中、清水中 ② 女鳥羽中、清水中 ③ 市内3校(現在希望調査中)	平日2日、土曜日4校の合同練習も行った 週1日(R1.12月)から5回実施 ニーズがある日数	各校 各校	山雅FCユースアカデミーユース 山雅のユース	・サッカーのNPO法人松本山雅と連携して生徒の技術向上を図ると同時に、地域のスポーツ団体による部活動指導の在り方を検討するとともに、教員の働き方改革にもつなげたいと考えを行った。 ・1ヶ月間試行する。内容は、山雅のユースが週1度学校へ出向き、ニーズのある部活に対して一斉にフィジカルトレーニングの指導を行う。部の顧問は交替で一人が参加し、他の顧問の負担を軽減する。 ・「質の高い指導者を現場へ送る」というねらいで、ニーズのあった種目の指導を松本市体協に依頼する。体協はできる限り協力することを承諾。部活動指導員ではなく市で独立して質の高い指導者を現場へ送れるよう試行する。	
5	地域のスポーツ団体と連携した新たなスポーツ環境づくり(飯田市)	市内全ての中学校	令和元年度3学期の開始から2月までの1ヶ月間	〇飯田市の「全市民権特別スポーツスクール」(仮)について 令和元年度3学期開始日から1月末までを、飯田市統一で部活動オアシズゾーンと設定し、競技団体やプロスポーツ団体が主体となって曜日ごとに飯田市内中学校在籍生徒全てを対象にスポーツスクールを行う。曜日ごと担当団体が、それぞれの活動場所をスクールの開催し、生徒は下校後自由にそのスクールに参加することができる。(部活で行っている種目が違っても参加可) 飯田市にはサッカークラブが3チームあること、また、松本山雅の協力体制が得られることを生かしてサッカーで試行し、メリット・デメリットを検証していく考えである。	聖南中男子バスケット部顧問	・筑北中には男子バスケット部がないが、小学校からバスケットを行ってきた生徒がいる。その生徒が中学でもバスケットを継続したいという希望を叶えるために「委任指導」という聖南中と合同で活動している。中体連への申請により中体連大会にも参加した。	
6	委任指導による合同部活動(飯田市)	男子バスケット	平日4日	聖南中	筑北中から聖南中へ移動支援車両にて移動	聖南中男子バスケット部顧問	・筑北中には男子バスケット部がないが、小学校からバスケットを行ってきた生徒がいる。その生徒が中学でもバスケットを継続したいという希望を叶えるために「委任指導」という聖南中と合同で活動している。中体連への申請により中体連大会にも参加した。

# 地域におけるスポーツ活動拠点構築事業(モデル事業)

～子どものスポーツ参加機会の確保を通じた競技力の向上を目指して～

スポーツ課

## 1 背景

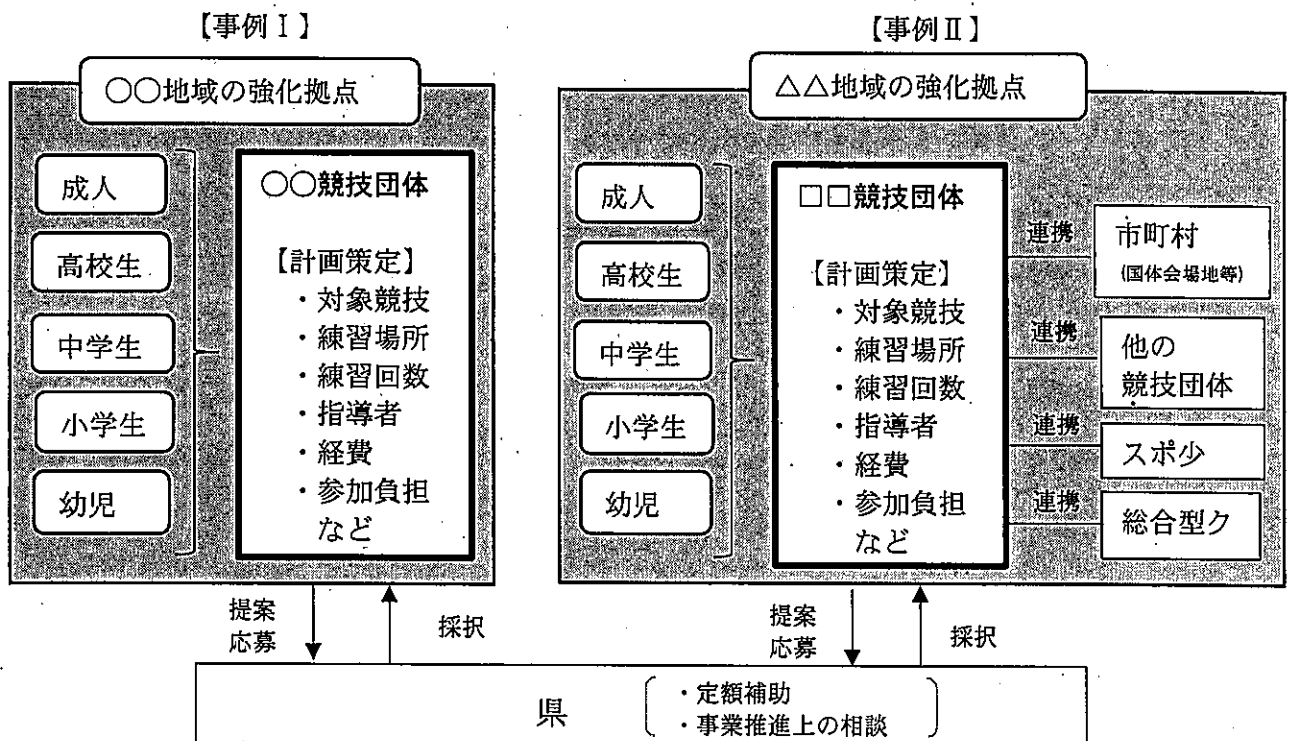
- 少子化の進展による子どものスポーツ参加機会の減少
- 子どもが継続してスポーツに親しめる環境がない(小:スポ少、中:部活、高:部活)
- 2027年国体に向けた競技力の向上、競技人口の拡大
- 2027年国体の競技会場の選定に伴うスポーツ参加気運の高揚
- 中学・高校の運動部活動の改革への取組み

## 2 目的

競技団体が中心となり、地域の市町村やスポーツ団体と連携して、子どもから大人まで年齢の枠を超えた者が一緒に練習できる練習拠点を構築して、子どものスポーツ環境の確保と競技人口の拡大を図り、地域発の競技力向上につなげる。

## 3 事業の構想(例)

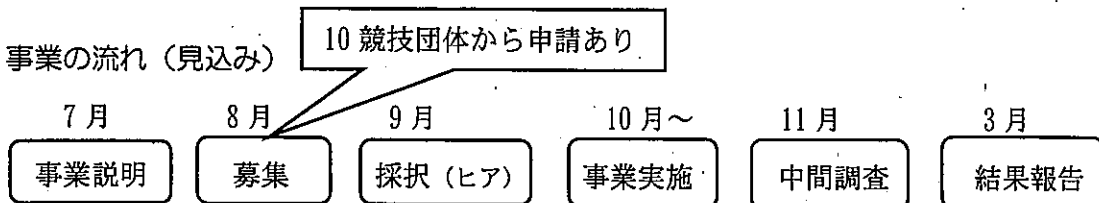
### (1) 強化拠点体制のイメージ



### (2) 事業の位置づけ

新しい推進体制の在り方を検討する先駆的な事業として位置づけ、評価・検証を行う。

### (3) 事業の流れ(見込み)

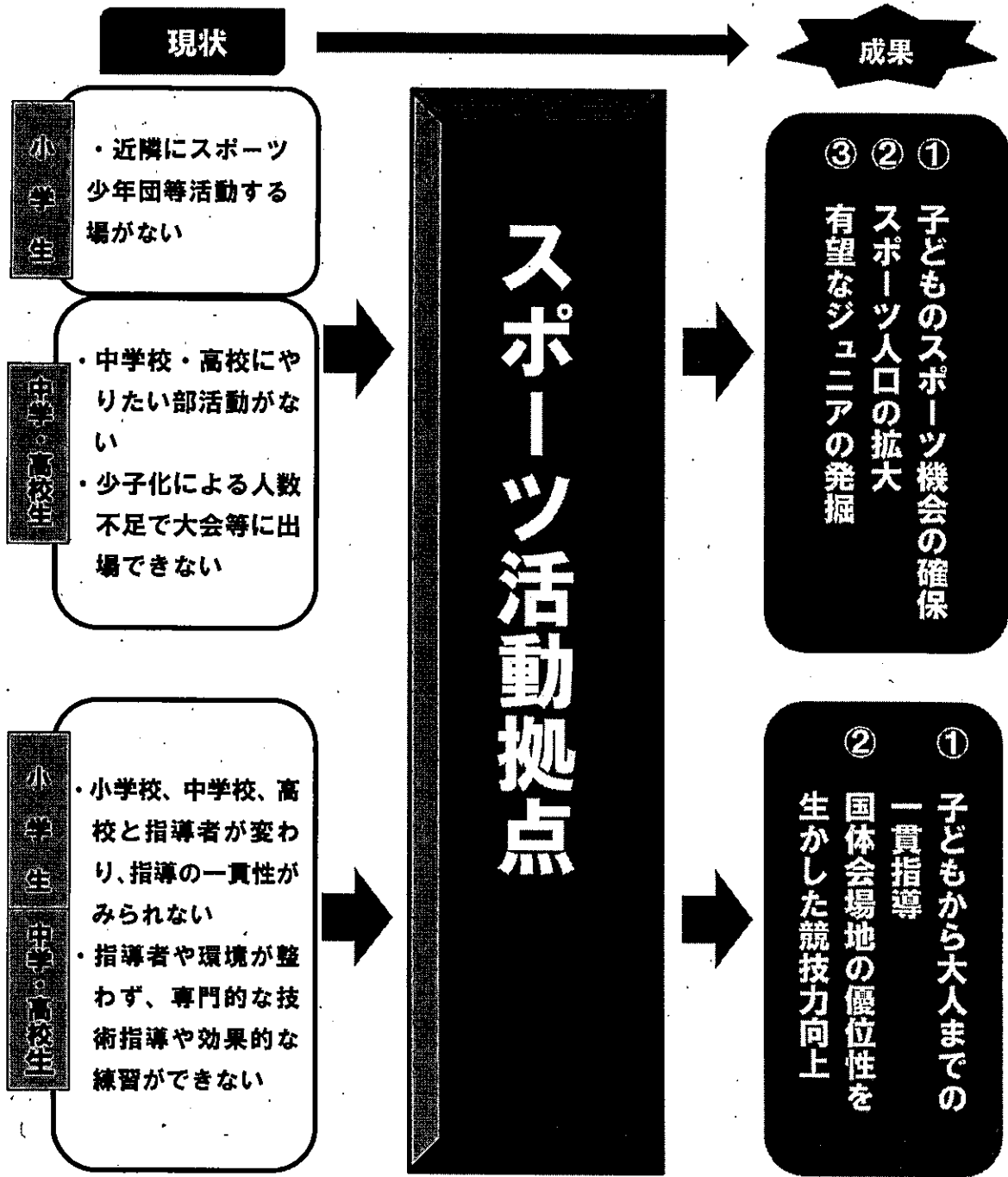


### (4) 補助金(予算の範囲内)

1か所当り 20~30万円 (対象経費: 指導者謝金、会場使用料、保険料、会議費 等)



# スポーツ活動拠点構築事業に期待される成果



## 【本年度申請競技団体】

### 個人スポーツ

陸上、剣道、卓球、レスリング  
ウエイトリフティング、フェンシング

### チームスポーツ

バレーボール、ソフトボール、ラグビーフットボール  
アイスホッケー